



自転車マナーアップ強化月間

令和7年5月1日(木)～5月31日(土)は、

自転車マナーアップ強化月間です。



自転車に関係する交通事故の発生は、

午前7時から午前9時までのまでの登校・出勤時間帯や、

午後4時から午後6時までの下校・退勤時間帯に

多く発生しています。

夕暮れ・夜間や早朝に出かける際は、ライトを点灯し

反射材用品を身につけましょう。



皆さんは、○夜間の無灯火 ○赤信号無視 ○傘差し運転

○携帯電話機で通話や操作をしながらの運転

をしていませんか？

高齢者講習、認知異常検査及び運転技能検査 の受講・受験対象者の方へ



☆各講習、検査の予約はお早めに☆



通知書が届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をしてください。

例年夏休みになる時期は予約が
取りにくくなります

令和7年1～3月の事件数

- 盗難 5件（前年比－3件）
- その他 9件（前年比＋1件）

令和7年3月の事故件数

- 物損事故 28件
- 人傷事故 1件

※**交番管内の件数



事故に遭わない！起こさない！そのためにも、

『自転車安全利用五則』
を守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時
停

止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

